

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	町田市 生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市個人情報保護条例

第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを實踐するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の気密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和5年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>「生活保護法」に基づき、生活困窮する世帯からの相談や申請を受けて、保護の決定及び実施をし、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護申請者及び相談者の管理事務 生活保護の相談や申請があった場合は、その内容を福祉システムにて登録し管理を行う。 2 生活保護申請世帯の財産調査事務 保護申請をした世帯について、金融機関・保険会社・年金事務所に対して調査・照会を行うため、福祉システムにて照会文書を出力する。 3 生活保護受給世帯の管理事務 保護開始以降については、受給世帯の現状を福祉システムにて管理し、各世帯の保護費の算定を行う。 4 生活保護費返還請求、徴収事務 保護費の返還等の事由が生じた場合は、福祉システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 5 就労自立給付金支給事務 就労開始等により、保護を必要としなくなった世帯については、就労自立給付金の申請に基づいて決定をし、福祉システムにて算定した就労自立給付金を支給する。 6 医療券、介護券発行管理事務 医療機関等の受診や介護保険利用状況については、福祉システムにて登録をして管理を行い、必要な医療券及び介護券を当該機関に発行する。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム及び関連システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
・生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)別表第1の15の項(生活保護法)、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条1項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・生活保護法 第80条の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 <別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、113、116、120、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(30、90) <別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項で、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <別表第2の主務省令における情報提供の根拠> 第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号、同条第14号、同条第15号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第26号イ、同条第27号イ、同条第29号イ、同条第31号イ、同条第32号イ、同条第33号イ、同条第34号イ、同条第35号イ、同条第36号イ、同条第37号イ、同条第38号イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第41号イ、同条第44号、同条第45号、同条第46号イ、同条第47号イ、同条第48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第58条第2号イ、同条第2号、第59条の2の2第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号リ、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号、同条第12号、同条第59条の3第1号イ、同条第2号イ</p> <p><別表第2の主務省令における情報照会の根拠> 第19条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条1項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・生活保護法 第80条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 生活援護課 電話:042-724-2134 FAX:050-3101-1651

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数が	令和1年11月15日 時点
2. 取扱者数	

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条を追加	事後	
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項に94及び上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(30、90、116、120)を追加	事後	
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条1号、第12条第1号ハ、同条第2号イ、同条第3条ホ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第20条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第9号ロ、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第7号、同条第8号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第10号、同条第11号第24条第1号、第28条第1号ハ、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ ＜別表第2の主務省令における情報照会の根拠＞ 第19条 を追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	皆見 洋三	金沢 秀人	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項に20、53、116を追加及び上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(116)を削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <別表第2の主務省令における情報提供の根拠></p> <p>第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第20条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第9号口、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第7号、同条第8号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第10号、同条第11号第24条第1号、第28条第1号ハ、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ</p>	<p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <別表第2の主務省令における情報提供の根拠></p> <p>第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号二、同条第3号口、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号ト、同条第8号ヌ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、第20条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第9号口、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の4第1号、第27条3号イ、第28条第1号ハ、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ハ、同条10号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号に変更</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項に37、38、119を追加 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞に第19条第6号、第23条第1号、第24条第1号、第59条の3第1号イ、同条第2号イを追加	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第55条第9号ハ、同条第10号ホ	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第55条第9号ホ、同条第10号ハに変更	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項に(18、120)を追加・(119)を削除及び上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(120)を削除 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞に第13条第2号イ、第20条第8号、同条第11号、第21条第6号、同条第10号、第28条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第55条第11号ホを追加及び第20条第6号、同条第9号、第21条第7号を削除	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第6号ト	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第6号チに変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	令和1年11月15日時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	令和1年11月15日時点	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第9条第1号ニ、同条4号ニ、第20条第11号、第47条第20号、同条第21号、第53条第1号ニ、第59条の2第1号リ	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ＜別表第2の主務省令における情報提供の根拠＞ 第9条第1号ホ、同条4号ハ、第20条第11号ロ、第47条第20号イ、同条第21号イ、第53条第1号ホ、第59条の2の2第1号リに変更 第20条第6号、同条第9号、同条第12号、第25条第8号ロ、第47条第24号イ、第58号第2号イ、第59条の2第6号、同条7号、同条8号、同条9号、同条10号、同条11号を追加 第20条第4号、同条第7号を削除	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム及び関連システム	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム及び関連システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠		<p>【変更箇所】 以下の内容を追加</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条1項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・生活保護法 第80条の4 	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 <別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(30、90)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 <別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、113、116、120、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに生活保護関係情報が情報提供側情報として登録されている項(30、90)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <別表第2の主務省令における情報提供の根拠> 第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号口、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号子、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第20条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、同条第24号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第58条第2号イ、第59条の2の2第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号リ、同条第7号、同条	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <別表第2の主務省令における情報提供の根拠> 第8条第1号イ、同条2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号口、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号子、同条第8号又、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号、同条第14号、同条第15号、第22条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第26号イ、同条第27号イ、同条第29号イ、同条第31号イ、同条第32号イ、同条第33号イ、同条第34号イ、同条第35号イ、同条第36号イ、同条第37号イ、同条第38号イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第41号イ、同条第44号、同条第45号、同条第46号イ、同条第47号イ、同条第48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第58条第2号イ、同条第2号、第59条の2の2第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【変更箇所】 以下の内容を追加 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条1項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・生活保護法 第80条の4	事前	
令和5年3月15日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない 選択肢 [十分である]	事前	
令和5年3月15日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転		[]委託しない 選択肢 [十分である]	事前	